

山梨県公報

第一千二百二十五号

平成二十三年

四月十一日

月 曜 日

公 告

- 甲斐市下今井字大無垢理二九〇一番一
- 三 指定道路の幅員
最大幅員六・〇メートル、最小幅員六・〇三メートル
- 四 指定道路の延長
五一・九〇メートル

目 次

山梨県卸売市場整備計画の公表……………二七三
 建築基準法に基づく道路位置指定……………二七三
公 告
 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出……………二七三
人事委員会
 第七十七回(平成二十三年度)山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験
 会場の決定について……………二七四

告 示

山梨県告示第二百一十号
 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六条第一項の規定により、山梨県卸売
 市場整備計画を定めたので、山梨県農政部果樹食品流通課において関係図書を縦覧に供
 する。
 平成二十三年四月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県告示第二百一十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第四十二条第一項第五号に規定する道路
 の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所
 (峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十三年四月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十三年四月十一日
- 二 指定道路の位置

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出が
 あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとお
 り公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十
 三年八月十一日まで縦覧に供する。
 平成二十三年四月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所
1 氏名又は名称 株式会社フォレスト 代表取締役 多田高志
- 2 住所 東京都八王子市南大沢二丁目二十五番二百九号
- 二 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) フォレストモール富士河口湖
(二)(-) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外
- 2 変更しようとする事項

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の位置	届出の図面のとおり	届出の図面のとおり

- 3 変更の年月日
平成二十三年三月二十四日
- 三 届出年月日
平成二十三年三月十四日

人事委員会

● 第七十七回（平成二十三年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について
第七十七回（平成二十三年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

平成二十三年四月十一日

山梨県人事委員会
委員長 中 矢 恵 三

区分	試験日	試験会場
第一次試験	平成二十三年五月八日（日） （受付時間）午前八時四十分から午前九時まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目四五）